

【耐震診断結果の見方】

1 構造区分

RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

2 耐震診断の種類

「第1次診断」または「耐震化優先度調査」により建物の耐震性を簡易に評価・判断することにより、個々の建物の大まかな耐震性能を把握します。これらの評価・判断を基に、大規模な地震により倒壊または大破する恐れのある危険度の大きいものから優先的に「第2次診断」を実施し、耐震補強内容を検討します。

- ① **優先度調査** 建物の建築年，構造等から第2次診断実施の優先順位を判断する簡易な判定方法
- ② **第1次診断** 柱や壁の断面形状，鉄筋量の詳細，材料強度から算定する簡易な診断方法
- ③ **第2次診断** 耐震補強内容を検討し，設計を行うための詳細な診断方法

3 優先度ランク

優先度調査の結果，5段階に判別された総合的な評価指標を表記しています。ランク1が最優先に第2次診断をすべき建物とされています。

4 I s 値

第1次診断または第2次診断の結果，建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される構造耐震指標で，その最小値を表記しています。なお，文部科学省では，補強後のI s 値は，おおむね0.7を超えることとしています。

また，大規模な地震とは，震度6強から震度7程度の地震を想定しています。

① I s 値0.3未満

大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高い

② I s 値0.3以上0.6未満

大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある

③ I s 値0.6以上

大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

※倒壊とは、地震によって建築物の全体傾斜が6%以上の傾きが生じた場合等をいう。

5 q値

第2次診断の結果、算出される建物が水平方向に受ける力に耐えられる力の指標を標記しています。q値1.0以上を目標としています。

6 耐震化率

全体棟数に対し、耐震基準を満たした棟数を率（パーセント）で表す。

7 旧基準（建築基準法の新耐震設計基準以前）

昭和56年5月31日までに建設された建築物

8 新基準（建築基準法の新耐震設計基準以降）

昭和56年6月1日以降に建設された建築物で、建築基準法の耐震基準を満たしている。